

# 特定都市河川指定に関する現状について

---

令和6年3月11日

川内川河川事務所

# 流域治水関連法の概要

## 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

#### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- － 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）

#### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- － 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- － 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

#### ◆ 河川・下水道における対策の強化

◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）

- － **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
- － 下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- － 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

#### ◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- － **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- － **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- － **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

### 3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

#### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- － **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- － **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- － **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- － 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- － 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- － 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

# 特定都市河川指定の概要

〔特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〕（令和3年法律第31号）

- 流域治水を实践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

**特定都市河川指定** 全国の河川へ指定拡大  
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

**流域水害対策協議会** 計画策定・対策実施  
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

**流域水害対策計画** 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

## 特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

## ■ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

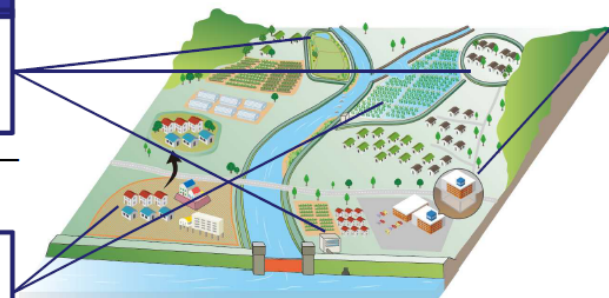
- ・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

## ■ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ①**貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）
  - ・指定権者：都道府県知事等
  - ・**盛土等**の行為の**事前届出を義務化**
  - ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

## ■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：**公共・民間、一定規模（1,000m<sup>2</sup>\*）以上** ※条例で基準強化が可能
- ・**雨水貯留浸透施設の整備**を義務付け



②**浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- ・指定権者：都道府県知事
- ・**都市計画法上の原則開発禁止**
- ・**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

## ■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
  - ・対象：**民間事業者等**が整備する施設
  - ・規模要件：**≥30m<sup>3</sup>**（条例で0.1-30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能）
  - ・支援策：**税制優遇、国庫補助**（補助率**1/2**）、地方公共団体の**管理協定制**
  - ・**固定資産税**の減税：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準**1/3**）
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
  - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能





# 特定都市河川指定に関するロードマップ

○令和5年9月1日の更新により、鹿児島県内において、一級河川：川内川水系隈之城川、羽月川、肝属川水系串良川、二級河川：甲突川、稲荷川、新川が新たに追加公表（公表内容は九州内の既公表河川と同様）

## 特定都市河川の指定を検討している河川の情報

（令和6年3月5日時点）

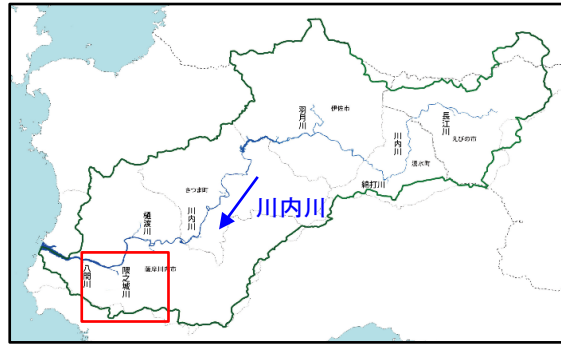
No.	水系名	河川種別	代表河川名	予定指定河川数	流域都道府県	予定流域市町村数	指定者	特定都市河川指定予定時期	流域水害対策計画策定予定時期	問い合わせ先
25	大淀川	一級	おおよどがわ大淀川	検討中	宮崎県 鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定	九州地方整備局 流域治水推進室 電話（代表）：092-471-6331
26	川内川	一級	はつきがわ羽月川	検討中	宮崎県 鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定	
27	川内川	一級	くまのじょうがわ隈之城川	検討中	鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定	
28	肝属川	一級	くしらがわ串良川	検討中	鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定	
29	甲突川	二級	こうつきがわ甲突川	10	鹿児島県	3	知事	R5年度中	指定後速やかに策定	
30	新川	二級	しんかわ新川	1	鹿児島県	1	知事	R5年度中	指定後速やかに策定	
31	稲荷川	二級	いなりがわ稲荷川	2	鹿児島県	2	知事	R5年度中	指定後速やかに策定	

※ 上表は当面5年間（R5年度～R9年度）での特定都市河川指定を検討する河川を記載しています。

※ 特定都市河川指定の予定や、河川数、市町村数、指定年月等の各項目は、関係機関との調整等により変更することがあります。

※国土交通省 特定都市河川ポータルサイトより引用

# 川内川水系隈之城川流域

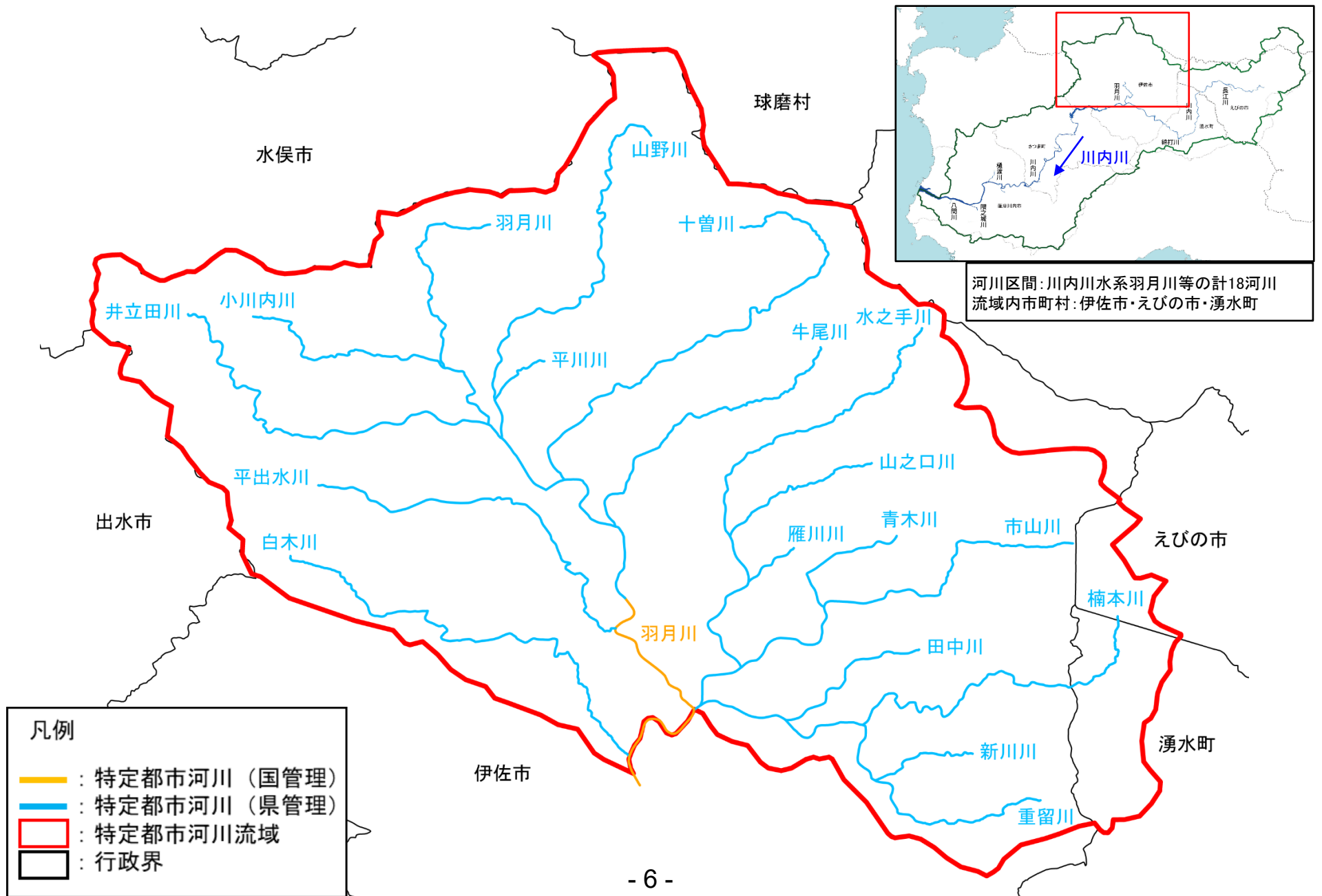


河川区間: 川内川水系隈之城川等の計6河川  
流域内市町村: 薩摩川内市・いちき串木野市



- 凡例
- (Yellow line) : 特定都市河川 (国管理)
  - (Blue line) : 特定都市河川 (県管理)
  - (Red outline) : 特定都市河川流域
  - (Black outline) : 行政界

# 川内川水系羽月川流域



# 流域治水の推進(特定都市河川の指定について)

## 【現状と課題】

- ◆ 気候変動による水災害の頻発化・激甚化
- ◆ 都市部における人口、資産の集中化による水害リスクの増大
- ◆ 将来的な人口減少を見据えたまちづくり、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク化、水害リスクが低い地域への居住地誘導
- ◆ 水害リスクが高い地域における乱開発に対する一定の規制
  - 水害リスクが高い低地に無対策での宅地開発、商業施設開発
  - 山地等において雨水の貯留、浸透機能を阻害する太陽光発電施設の開発・設置 等

## 特定都市河川指定

- 大臣管理区間を含む一級河川  
⇒ **国土交通大臣**が指定
- 一級河川の指定区間及び二級河川区間のみ  
⇒ **都道府県知事**が指定

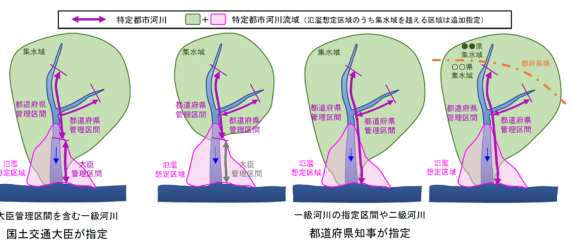


図-1 国土交通大臣又は都道府県知事による指定

## 【指定要件】

1. 都市部を流れる河川
2. 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ
3. 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難
  - I. 市街化の進展
  - II. 接続する河川の状況
  - III. 自然的条件の特殊性

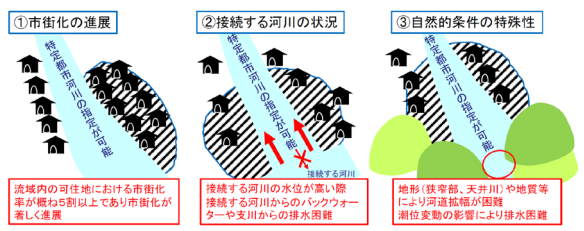


図-2 指定要件のイメージ

## 流域水害対策計画の策定

### 【流域水害対策協議会の設置】

流域水害対策計画の策定等に関する協議及び実施に係る連絡調整を行い、流域水害対策計画の効果的な実施・運用を図る。

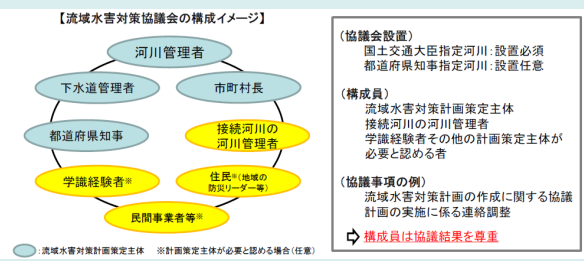


図-3 流域水害対策協議会の概要

あらゆる関係者が協働し、浸水被害の防止・軽減を図る

### 【流域水害対策計画】

計画期間：概ね20～30年  
計画規模：概ね1/10程度以上

表-1 流域水害対策計画に定める浸水被害対策の位置付け

内外	分類	目的	対策の内容	実施主体	該当条文 (法第4条第2項)	関連する法令・計画等 ( ) 法適用	
計画対象区域外 が主たる浸水の防止	土地区画 規制	立地規制	浸水被害防止区域 <sup>※3</sup>	都道府県(区域指定) 河川管理者・市町村(支障)	第11号 第12号	都市計法 立地適正化計画	
		移転・住まい方の工夫 (浸水の許容)	貯留機能の保全 (浸水の許容)	都道府県等(区域指定) 土地所有者(同意) 河川管理者・市町村(支障)	第11号 第12号	都市計法 国土計法	
		浸水被害の抑制	浸水被害軽減地区 (二級堤)	地方公共団体	第13号	水防法 (震災に係る取組計画)	
	計画対象区域 内	流出抑制	河川氾濫の防止 浸水の防止	雨水貯留浸透施設	市町村・都道府県 民間事業者・個人	第8号 第9号	—
			ため池活用	「田んぼダム」	市町村・都道府県 農業者	第8号	土地改良長期計画
		洪水調節 河川	浸水の防止	下水道管理者による 雨水貯留浸透施設	下水道管理者	第7号	下水道事業計画
			河川氾濫の防止	河川管理者による 雨水貯留浸透施設	河川管理者	第6号	河川法 (治水協定)
			事前放流	事前放流	利水者 施設管理者	第14号	—
			ダム・遊水地	ダム・遊水地	—	第5号 <sup>※4</sup>	河川整備計画 国有地の無償貸付等
			河川氾濫の防止	河川氾濫・堤防等 輸中堤・宅地上げ 緊急水防・堰体等 <sup>※5</sup>	河川管理者	第5号 <sup>※4</sup>	河川整備計画

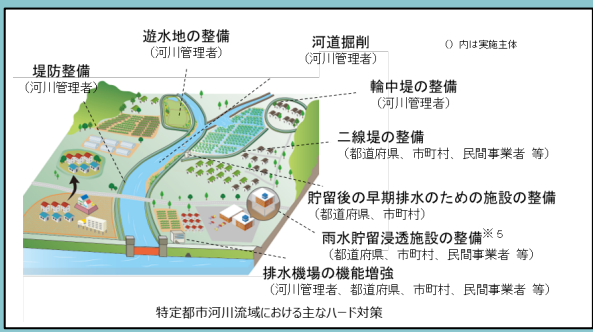
※3 災害危険区域制度の適用等も考えられる  
※4 排水元が河川以外(下水道・農業用排水等)の場合、当該排水元の施設管理者における設置・管理が原則となる  
※5 特定都市河川と連携した河川を策定する観点からの当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者による整備の内容を含む

## 実践

### 【国土強靱化基本計画(R5. 7月) 第3章/2/(10)国土保全 より抜粋】

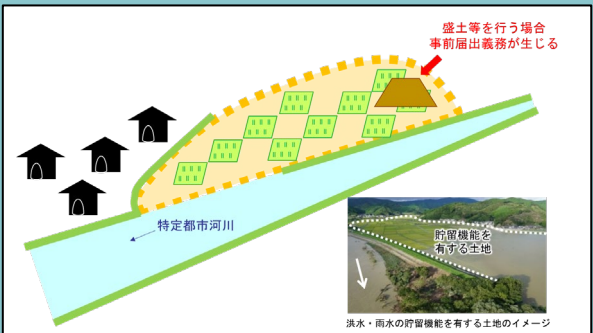
特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

### 【ハード対策の加速化】



特定都市河川流域における主なハード対策

### 【貯留機能の保全】



洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ



# 流域治水の推進(特定都市河川の指定について)

◆ 既存の事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国・都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度の向上を図る。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>

流域治水対策河川事業

総合治水対策特定河川事業

総合内水対策緊急事業

河川・下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

事業間連携河川事業※2

大規模特定河川事業※2

個別補助事業  
への移行

### 特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
	流域水害対策計画の策定※3(国庫補助率1/2)	
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

※3 令和5年度から5年間の時限措置

事業の  
一部切り出し

## 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

総合治水対策特定河川事業※4

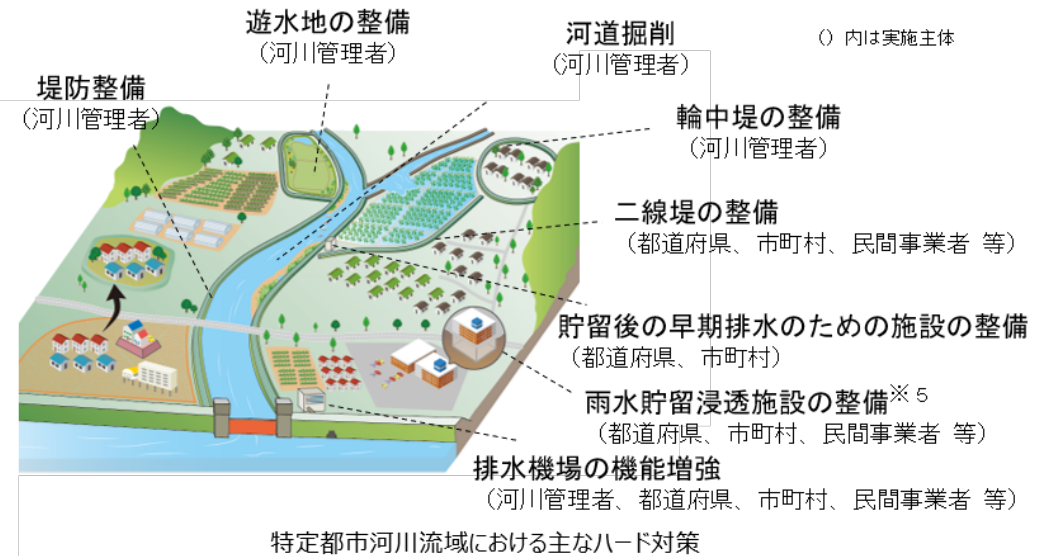
総合内水緊急対策事業※4

土地利用一体型水防災事業※4

事業の発展的統合

流域治水整備事業

※4 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



※5: 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)  
実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2  
その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税  
(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)